

令和8(2026)年 第3回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】

令和8年(2026年)3月23日(月)14時00分～16時00分

【開催場所】

伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室

【出席委員】

中里会長、岩本副会長、西尾委員、和田谷委員、松浦委員、田島委員、山中委員、中川委員、石崎委員、吉岡委員、石川委員、福満委員(12名出席)(欠席委員:白井委員、高嶺委員)(順不同)

【事務局】

須磨市民自治部長、木村市民自治部参事、中井共生推進室長、仲宗根男女共同参画課長、男女共同参画課員

【議事録確認委員】

田島委員、山中委員

【傍聴者】

0名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 計画案の方針、構成、項目についての検討
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

（１） 計画案の方針、構成、項目についての検討

（事務局より、資料１から５まで、第４期計画案について、説明）

会長：事務局から説明のあった新計画案について、第３期男女共同参画計画や伊丹市DV防止・被害者支援計画（DV防止計画）との関連も含めて、ご質問やご意見等いただきたい。

会長：計画策定に向けた今後のスケジュールを確認したい。第３回審議会では、施策の方向性まで議論することとなっている。計画策定に向けて、まず大枠を決める方針であると思うが、先を見据えて具体的な取り組みについても考えていく必要がある。

事務局：今後のスケジュール案として、令和８年５月に「計画案全体の各項目の検討」について、基本目標や重点目標を整理していく。７月に「計画案全体の各項目」について、数値目標の他、詳細の内容について検討することに加え、計画素案全体について検討していく。９月に「計画案の確認」について、全体の確認を行う。１１月に「計画案の最終確認」に加え、「答申」を行うスケジュールとなる。

今回の審議会でもいただいた意見を反映させたものに対して、来年度各担当に第４期計画に基づく事業の落とし込みを依頼していく。

会長：大枠の中にどのような取組が入るのかについては、今後決めていくことになるが、大枠についてお気づきのことがあれば意見を出していただきたい。

加害者更生プログラムについて、国の第６次計画や審議会での意見でも出ていたが、新計画にどのように取り入れていくか説明してほしい。

事務局：被害者支援を中心に計画を策定しているため、具体的に加害者更生プログラムについて取り上げるのは難しいと考えている。委員の皆様にご意見をいただきたい。

委員：伊丹市立男女共同参画センターここいろは、被害者の方や困っている方が安心して利用できるように、加害者プログラムは実施していないと聞いている。加害者更生プログラムについては、大阪で行っている団体があるため、相談があった際は案内すると聞いている。

会長 : 新計画に位置付けるとしたら、資料1「第4期男女共同参画計画案」の新計画の体系図から、相談を受けた場合に案内していることから、基本目標3「誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり」、基本施策1「あらゆる暴力の防止」、施策の方向性3「安全な保護・支援体制の充実」のうちの支援体制に該当すると考えられる。また、施策の方向性1「DV防止に関する啓発・教育の推進」も考えられる。具体的にプログラムや事業の内容が出てきた時に、再度ご意見をいただきたい。

委員 : 加害者と思われる男性への直接のアプローチは厳しいと考える。その男性が生きてきた時代の中で、それが当たり前と思っていることが、実はそうではないと気づきの機会が必要。パワハラやセクハラなどのハラスメント、クレームや苦情がカスハラという形で訴えられることもある。自分では加害行動とっていなかったが、周りの人から、妻から、パートナーから言われて気づいたという相談もある。講座や研修を通して、実は当たり前ではないということや、アンコンシャスバイアスに気づく機会を増やし、加害者が自分自身で気づき、変わりたいと相談してきた時に加害者プログラムに繋げていければと考える。

会長 : 具体的な施策を考える際に取り入れていきたい。

会長 : DV防止には啓発的な要素も含まれているが、計画の体系として、意識づくりや啓発、教育にあたることを基本目標1に入れている。基本目標3-1-1「DV防止に関する啓発・教育の推進」についても意識づくりに当たる。DV防止に関する啓発や教育の推進を基本目標3に入れるのか、基本目標1に入れるのか、意見をいただきたい。

委員 : 加害者を作らない教育が大事と考える。幼児のときから教育が必要であり、ジェンダー平等教育が大事と考えている。加害者は、悪気はなかった、いつの間にか加害者になっていたケースも多く、中学校、高等学校とデートDVの防止授業においても、実は自分が行っていたことが加害に当たると気づく生徒も多かった。小学校でもプログラムを通して、いじめに気付いたケースもあったため、小さい時からの啓発や教育が大事であると考えている。

委員 : 男女共同参画計画の大枠について、第3期計画では基本目標1「男女共同参画計画に関する啓発・教育の推進」と具体的なことから始まり、基本施策や施策の方向性まで細かく記載されており、ターゲットが分かりやすくなっている。しかし、第4期計画では、大きくまとまってい

るが、具体性が見えてこない。例えば、1－1－1 施策の方向性「理念等の市民への理解の浸透と、課題の共有」の理念について、この理念について何か分からない。

また、資料4や資料5で新計画項目案抽出表として審議会の委員の皆様から様々な意見が出ており、その意見は「家族法改正に伴う離婚後の共同親権の話」など具体性がある。第4期計画案では、施策の方向性「多様な市民への効果的な情報発信の推進」と具体性が無くなっている。第3期計画のように具体的に記載するほうが良いと考えており、達成した内容については、第4期計画では記載せず、必要な内容については具体的なタイトルを付けた方が、イメージしやすく、対応しやすいと考える。なぜ第4期計画では大きくまとめたのか、理由を教えてください。

事務局：大きく目標をまとめた理由は、国や兵庫県の計画を参考に目標を絞り込み、ポイントを絞って第4期計画案を作成した。1－1－1の基本理念については本計画が「男女共同参画計画」である前提にしていたため、「男女共同参画の」という文言を落とし込んでいなかった。

詳しい取り組み内容については、第3期計画でも本文中に記載されているため、第4期計画でも同様に、本文中で記載していくことを考えている。

委員：第3期計画の基本目標4「困難を抱える女性への支援」については、力を入れていく分野になっている。第3期計画の4－2－1「自殺の予防」とか、4－2－2「女性特有の心身の変化に関する理解の促進」とか、細かく記載されているが、第4期計画ではどこで見ることができるのか。

委員：一覧として見える形になるのか、本文を読まないといけない形になるのか。第3期計画では、施策の方向性で具体的に見えるようにしているが、第4期計画案の施策の方向性では、大きなカテゴリーで示している。一覧で具体的な取り組みを並ぶようにするのか。

事務局：今回の審議会では、大枠について検討していただき、審議会ですぐにいただいた意見や事業については、今後落とし込みを行っていく予定である。現段階の第4期計画の大枠では、具体的な内容については見えない状態になっている。具体的な取り組みについても、一覧で見える形でお示しできればと考えている。

会長：近年の多くの自治体では計画をシンプルにしていく動きがある。シンプルにする意図は、策定する計画が5年、10年の期間であるため、具

体的な施策についてはその都度見直しができる様に、ある程度大きな枠や計画自体を単純化しているケースが多い。取り組み続けられない事柄に関しては、具体的に記載する必要がある。一覧できる形で4段階目に記載するのか、3段階目の施策の方向性を詳細に記載する、又は3段階目の項目を増やす方が良いのか意見をいただきたい。

委員：第4期計画案では、施策の方向性の後に各論が続くという認識か。

事務局：第3期計画においても、主な取組については本文中に記載されているので、同様に第4期計画についても本文中の記載を考えている。

委員：達成度や検証性を考慮すると、第3期計画のように具体的な施策を各論ごとに明確にする方が良いと考える。

第3期計画では、基本目標5「暴力など、女性に対するあらゆる人権侵害の防止」とあり、「DVの防止」とは別に「性暴力の防止」と「性別に基づくハラスメントの防止」と分けている。第4期計画では、3-1-1「DV防止に関する啓発・教育の推進」に統合されている。DVは、親密な関係性における暴力になるので、一般的な性暴力やセクシャルハラスメントを、DV防止に落とし込むのは無理があると考え。あらゆる暴力の防止と記載している以上、「性暴力」に関しては別の項目を設ける必要がある。

事務局：基本施策として、「あらゆる暴力の防止」を記載していることから、DVの防止だけに限定しないという思いはあったが、施策の方向性からDVの防止に限定して受け止められる可能性を考え、検討する。

会長：法律に基づいて必要な計画が含まれていることを示さないといけない事情だと思うが、3-2基本施策「あらゆる暴力の防止」でDV防止計画を位置づけると不自由が生じる。施策の方向性の段階でDV防止計画を示し、性暴力の防止やセクシャルハラスメントの防止等については、別項目として記載する方が、DV防止計画とは別の男女共同参画計画の必要な施策として続けることが可能であると考えられる。DV防止計画を基本施策の段階で考えていることについて、事務局の意見を問う。

事務局：現在のDV防止計画を基本目標3に落とし込んでいて一体化している。一体化することで、DV防止計画を縮小するわけではないという思いと、引き続きDV防止の体制を十分取っているという両方の思いがあり、基本目標3-1をDV防止計画と位置付けている。また、現

行のDV防止計画についても、困難女性支援の内容も入っている。計画に対応した基本計画とする意味合いでも基本施策、大きい部分への位置づけが適切と考え、施策の方向性の段階でDV防止計画を位置付けてしまうと、狭まったものになる懸念もあり、DV防止計画の位置づけは基本施策の段階で進めていきたいと考えている。

会長：DV防止計画の位置づけを基本施策で考えていくと、基本施策を増やさないと先ほどの懸念を拭えないため、事務局で検討していただく。

委員：第3期計画の多くの項目が、第4期計画案2-1-1「女性のキャリア形成への支援」に含まれている。女性のキャリア形成の支援は、仕事を続ける、復帰する、起業するとか色々な意味が込められていると思うが、実際に自身の身の回りのお母さん達を見ていると、子どもが何歳になったら復帰しようかな、何年生になったら働き始めようかな、どうやって子育てと仕事を両立しようかなということで悩んでいる方が多い。その為、基本施策や施策の方向性、もしくは4段階目の項目でもいいので、仕事と子育て・介護との両立支援、子育て中・介護中の就業継続という、実際に悩んでいることと直結するような文言を記載していただくと、参画計画が身近なものとして捉えやすくなると感じた。

会長：重要な項目がたくさんでてきているので、基本目標や基本施策、施策の方向性を増やす対応が可能と思うので、ご意見をいただきつつ、事務局でも検討していただきたい。

副会長：DVの部分について、性暴力の防止の話もあるので、本当に3-1-1に入れるのがいいのか、基本目標1に入れるのがいいのか、どっちがいいのか悩むところである。これまでの皆さんの意見を聞いて、第4期計画案を見ると、確かに第4期計画案は、すっきりしているが大きすぎるため、何を指すのか見えなくなっている印象を受ける。第3期計画の困難女性の中に、自殺の予防がある。第4期計画案では、3-2-2「生涯を通じた心身の健康への支援」に含まれているが、女性だけではなく、男性も子どもも、皆にとって本当に大切なことであるため、困難女性の括りでは無く、全体の啓発の部分で取り上げて良いと考える。施策の方向性について、市民の皆さんにとって身近な項目を書いて、市が大事にしていることを見えるようにした方が良い計画になる。

会長：DV防止に関する啓発・教育の推進について、基本目標1に入れるのか、基本目標3に入れるのか問いかけたが、体系としては基本目標1に入れる方がきれいかもしれないが、大事なことであるため、両方に入れ

ることも考えられる。

委員 : 第4期計画案では全体的にぼやけている。今まで伊丹市が大事にして計画を作ってきたところなので具体的な取り組みがわかるように反映させてほしい。

委員 : 問題に直面している人たちを支援することが大事であるため、何をするのが分かりやすいことと、実行できているのか、検証しやすいことも大事である。

会長 : 第3期計画の作成にも関わっていたが、第2期計画を踏襲するのではなく、第3期計画では大きく変えたいという事務局の思いもあった。委員の方からたくさんのご意見をいただき、しっかり盛り込みつつ新しい体系、独自の体系を作った。第3期計画の策定の時にも、3段階目の施策の方向性についてもある程度絞っていて、必要な項目、柱として変わらないものを入れていた。基本目標を3つに絞るのは良いと思うが、基本施策を増やす、または施策の方向性を増やし、具体性が見えるようにするのが良いと考える。4段階目を増やしてしまうと、一覧表にした際に、4段階目が入らない可能性がある。

事務局 : 施策の方向性を詳しく表記する方向で検討していく。暴力に関しても、DV防止計画と男女共同参画計画を一体化するので、あらゆる暴力ということで、DVに限定しない思いがあり、基本施策3-1「あらゆる暴力の防止」を設定した。また、健康面に関しても女性だけに限らず「人への支援」と記載し、女性の括りではなく、人への支援とした。

事務的な話になるが、第3期計画の進捗状況のチェック時、重複している事業が見受けられたため、第4期計画案では重複しないように大枠で設定していた。

委員の皆様からご指摘を受けたため、イメージしやすい、具体的な取り組み等を入れていくことを検討する。

会長 : 男女共同参画を推進していくことが大事なので、事務的なこととバランスを取りながら検討してほしい。

委員 : 自殺の防止、予防について、多くの国、特に先進諸国をみると、女性の自殺率が低く、男性の方が2倍から3倍ほど高く、自殺を見ると男性の方が深刻である。また、子ども、若い人たちの死亡の要因を見ると、日本では自殺が多い。女性だけの自殺問題ではなく、男性の方が深刻だと思うので、男性の自殺予防の視点を入れていくことも大事。

会長 : 自殺の原因に関しては、男性と女性で違い、ジェンダー的な捉え方による部分もあり、男女共同参画と関わってくると思うので、女性だけに限定せず、支援する施策を入れていきたい。

委員 : 確かに自殺は男性の方が多く、だからこそ男女共同参画、ジェンダー平等が計画の念頭にあり、男女差別という批判を避ける計画にしている必要があることを理解しているが、DVとか暴力の被害者になるのは圧倒的に女性が多い。自殺についても男性が多いというのは、男性らしさとか、男性としての生き方、世間体、経済力等が背景にあり、男女の男性らしさ、女性らしさということによって、男女間での格差があるという視点も見失ってはいけない。「誰もが」、「すべての人が」という形でまとめることに注意が必要。みんなが大切にされないといけないけれども、前提として男女の格差があり、何故格差があるのか、何故男性よりも女性の被害者が多いのかといったところを意識した上で、具体的な取り組みをしていくのかを検討していただきたい。

委員 : 第3期計画では、基本目標6「男女共同参画の視点による防災の推進」の中で3つの取り組みについて記載されているが、第4期計画案では、「男女共同参画社会の視点による防災・生活支援」と1つにまとめた理由を聞きたい。防災士に女性が少ないのは事実だが、計画の中に、避難所や女性の声をどのように取り入れていけるのかは、別の仕組みの問題と思う。自治会やPTAの会合等の中から、防災における女性の意見を拾いあげることできるし、市の方から、避難所における女性への配慮を取り入れている団体に聞くこともできる。様々な取り組みを行うことで防災への女性参加の促進や、意思決定への参加に繋がっていくと考える。女性の防災士という形で増えれば良いと思うので、伊丹市での防災士養成講座の開催を第1回審議会で見送った。地域で暮らす人たちが声を上げて、その声が伊丹の防災計画に反映されるような仕組みについて、第4期計画の防災復興に関する男女共同参画の視点の強化の中に具体的に組み込んでいただきたい。

委員 : 防災士の件で、市民の方から、「防災士の資格を取ったので実際に活躍しようと思ったが、市の職員によって地域の担当が決まっており、活動に入り込んでいくのが難しいと感じた」という声を聞いた。防災士の資格を取ることを推進しているが、防災士の資格を持った人たちの活用については上手くいっていないのであれば、そこを施策の方向性に組み込んでいく必要がある。

事務局：第3期計画では、防災について3つ施策の方向性を掲げていたが、防災関係の分をまとめたため、第4期計画案では1つにした。審議会への登用や防災における意思決定過程への女性の登用については基本目標1や2とも関係があるため、一旦防災に関しては3-1-1「防災・復興に関する男女共同参画の視点の強化」にまとめている。

防災に関する施策の方向性については、県計画の基本目標7「男女共同参画の視点に立った防災体制の推進」において女性の防災リーダーの育成を掲げている。「リーダー」と言われると手がおらず、危機管理室と実施した講座でも人が集まらなかった。そのため、リーダーではなく、防災の知識を持つことを目的とする講座を実施した。

職員の間での防災計画においては、避難所の担当であるとか、救援物資の担当が決まっている。避難所の運営委員において女性が少ない部分があると思う。避難所の運営の仕方について、防災計画の中に、衛生用品の観点や子育ての方への液体ミルクの備蓄等、女性の視点からの意見が以前よりは反映されている。

委員：市民が防災士の資格を取った場合、現場・第一線で活躍するというよりは、身近なところ、自分自身の範囲で行動するという事か。例えば、市としては市民の防災士を積極的に活用していく、連携していくという話はないのか。

事務局：市では、防災士育成事業補助金の交付事業を行っている。助成金申請の際には、自治会長に署名をいただいている。署名をいただくことで、防災の避難設営の時に、「あの人防災士の資格取っていたな。」「この人に声を掛けよう。」という形で、地域と防災士さんをつなげるような形で補助金の事業を進めている。また、危機管理室から、防災士の協会についても案内している。

委員：市の取り組みを周知していただいて、防災士の資格を取ろうと考えるような人たちが増えるように啓発していただきたい。

委員：防災士の助成金の申請書類に、自治会長の推薦状がある。推薦状を書いていただく際に、PTAや自治会で、防災の計画や活動を行う際に声掛けを行うと言われた。防災士の資格は、現場で活躍するだけでなく、知識を広めていくことも大事と考えている。市のホームページに助成金についての記載はあるが、資格取得後の活動については、あまり記載されていなかった。

委員：女性の防災士をどのように増やしていくかが課題。自治会では、やは

り男性の自治会長が多いため、女性を取らなくてもよいという考えの人がいないか心配。

委員 : 単身の高齢女性に対しての住宅支援は、伊丹市では具体的な政策や積極的に取り組んでいることはあるのか。

事務局 : 単身女性のみならず、高齢者、外国籍の方、障がいを持っている方など、住宅を探すことに苦慮している方に対して、令和7年度に居住支援協議会を立ち上げた。協議会の方で、宅建協会や不動産の会社、行政で年に2回ほど会議を行い、行政と民間と連携しつつ、単身女性、困難な居住支援を抱えている方に対して支援をしていく。

委員 : 男性よりも女性の方が悲惨な状況に陥りやすい。高齢になると賃貸契約が難しいことがあり、特にシングルマザーになって、その後高齢化すると自分自身の貯蓄も少ない中、住むところをどうするのかの問題がある。困難女性支援法にも含まれてくる。高齢の方が、DVではないけど離婚しようと思っても、家がなく、パート就労だけでは家の確保も難しいと聞く。女性にとって大きな問題になるため、第4期計画でも引き続き力を入れていただきたい。

委員 : 福祉の分野からも、女性の単身化、子どもがいない、身寄りがいない方々について、第4期計画にどのように落とし込んでいくのか、重要な問題となるので、基本目標というよりは具体的な施策として記載することを強く思う。

推進体制の整備について、第3期計画では基本目標7に記載されていたが、第4期計画案では基本目標1の啓発と一緒にしていることについて意見を聞きたい。

事務局 : まず啓発を行い、職員の意識醸成を図り、共通認識を持ったところで連携体制を強化していく考えであり、啓発と推進体制を一連の流れでとらえているため、第4期計画案では、基本目標1に落とし込んだ。

会長 : 第4期計画案の基本目標1-3の主体には、市職員の意識醸成を、市民や企業との連携が含まれており、連携自体は基本目標2や3にも関連することであるため、第3期計画では別の基本目標として設定していた。全体の体制づくりを基本目標1の中に入れてしまうのは少し無理があるかもしれないので、再度検討していく。

委員 : 第3期計画の基本目標の達成状況について、重複する回答や内容があ

るため、第4期計画案のようにまとめるのは良い。しかし、計画の具体性について、現段階では具体性が見えてこないという意見やDVとそれ以外の暴力についてまとめること、推進体制の整備・強化について啓発とまとめることについて再検討するほうが良いと考える。

委員：国や県の計画に基づいて、出来るだけコンパクトにすることや進捗状況の確認についてまとめた方が良いのか。また、国や県の計画とは違う、伊丹市ならではの計画のポイントはありますか。

事務局：進捗状況のチェック時に、施策の重複により、事務が繁雑になっていたため、コンパクトにするとともに、事務改善を図ろうとするもの。伊丹市らしさでは、男女共同参画計画とDV防止計画が分かれていたが、第4期計画で一体化を図る。その際に、DV計画が縮小するわけではないという思いもあり、基本目標3にボリュームを持たせた。防災については、引き続き取り組んでいくということで、一つ項目を設けている。

また、先ほどの基本目標1-3「多様な主体（行政、企業、団体）が繋がる連携の推進」については、「庁外組織との連携」「庁内体制の推進」という大きな括りで分けている。男女共同参画を進めていく上で、まずは庁内で共通認識を持ち、庁外組織と連携していくことを考え、推進体制の整備について基本目標1に落とし込み、意識づくりから連携体制を整えていくことを考えている。

会長：連携と意識について、別に設定したときと、一緒にしたときに、何が計画から抜けてしまうのか、漏れてしまうのか見比べて検討をする必要がある。また、国や県の計画とどこまで合わせるのかも含めて検討する。進捗状況を管理する上での効率や管理方法と計画の体系の両方の視点から検討していただきたい。

委員：多様な働き方やライフスタイルについて、働きやすい環境や育休、産休を取りやすくすることを市の施策として決めた際に、企業や事業所への強制力があるのか知りたい。

ファミリーサポート事業について、伊丹市と他市を比較した際に、伊丹市は協力依頼が少ないと感じる。他市では、相談窓口からファミリーサポートの案内をしているのではと考える。伊丹市では連携はできているのか。

事務局：強制力はないため、行政から企業や事業所に対して啓発を実施している。根気よく、情報提供を続けていくことで、事業所の実情に合わせて実施していくことに繋がると考える。そのため、商工労働課や男女共同

参画センターここいろ、商工会議所等と連携しながら、働きかけを続けていく。ファミリーサポート事業については調査する。

会長 : 他市では、計画策定を行い、進捗管理も審議会が行っているため、庁内の連携体制について確認している。伊丹市では、計画の策定と進捗管理が分かれているため、確認を継続的に行っていくことも必要である。

委員 : 一般企業では、子どもの熱や育児のための休みが取りにくい状況を実感している。入学式や卒業式、参観日など休みやすくなっているが、突発的な休みについては取りにくい状況はまだある。行政や教職員の公務員の方に普通のアップデートをしていただき、子どものために休むのは当たり前なことと社会全体に示していただくことが第一歩と感じている。

ファミリーサポートについては、協力会員と依頼会員の時間が合わない現状があると考え。例えば、協力会員は自分の子どもが学校に行っている時間帯が協力できるが、子どもが学校から帰ってきた後は協力できない。依頼会員は残業になるため急遽保育園に行ってしまうが、その時間帯の協力できる方が少ないという印象を受ける。シルバー人材センターには、子どもも孫も手が離れていて時間がある方もいるので、ファミリーサポート事業についても展開・周知することもいいかと考える。

会長 : 実態把握と仕組みづくりの両面から考えていくことが必要と考える。計画に盛り込み具体化することは難しいと考えるが、意識して計画を策定していく。
それでは、これで閉会とする。

(閉会)

令和8年(2026)年5月1日

確認委員 田島 美音子

確認委員 山中 明子